平成 24 年 6 月 5 日

第6回玄海町立小中学校基本構想等検討委員会

1. 開　会

2. 協議

（1）第5回検討委員会協議内容の（仮）決定（資料 No,1、資料 No,2）

①その他施設（特別支援学級、通級指導教室、職員用更衣室及び休養室、トイレ、会議室及び応接室、印刷室等、書庫、エレベーター）の仮決定

②施設配置・動線計画の仮決定

③その他施設（駐車場、自転車駐輪場、児童生徒出入り口）の仮決定

④防犯・安全対策の仮決定の仮決定

⑤人と環境へ配慮した設備の仮決定

⑥アトリウムの仮決定

⑦景観計画の仮決定の仮決定

3. 次回日程の確認

（1）平成 24 年 6 月 19 日（火）　18 時 30 分～

4. 閉　　会

Ⅰ．仮決定

1．その他施設の提案・協議

(1)定義

その他施設とは、これまで協議しなかった設備とする。

例えば、特別支援学級、通級指導教室、職員用更衣室・休養室、トイレ、駐車場、自転車駐輪場など。

(2)特別支援学級

①定義

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8 人を上限)。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の学級がある

学級は、個に応じた指導を行うため、原則 1 学級に 1 室設置する。教育的効果をあげるために小中一緒に指導する場合は、一部実施も可。小中学校別々に指導することが望ましい。

②学級の提案内容

	提案1
設置	設置する
特徴、条件等	①特別支援学級を設置する。 ②障害種(知的障害、情緒障害等)に応じて、学級を設置する。 ③学級の運営に必要な設備を備える。

③特別支援学級教室の提案内容

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
面積※	2 室	―
特徴、条件等	①専用の室を設ける。 ②1 学級の部屋の大きさは、0.5 室分とする。 ③設置内訳は、小学校 0.5 室×2、中学校 0.5 室×2	①多目的室を特別支援学級教室に指定し、使用する。
他校の事例	はるひ野小中学校 芝園小中学校、豊里小中学校	

④現在の状況

学校	設置状況	障害種
有徳小学校	2教室	知的・情緒
値賀小学校	1教室	知的
有浦中学校	1教室	知的

値賀中学校	なし	なし
合　計	4教室	4教室

⑤他校の事例

学校	設置状況	面積	備考
はるひ野小中学校	有	53 ㎡×2	3 学級設置。各部屋を設置
芝園小中学校	有	53 ㎡×3	4学級設置。各部屋を設置
照葉小中学校	なし	―	
豊里小中学校	有	32 ㎡×5	小中に設置。1 教室の半分の広さ

⑥第5回の意見等（抜粋）

（質問①）値賀小学校に設置されているのか。

（回答①）本年度に新設している。また、通級指導教室も設置している。通級では、通常は学年の教室で授業を受け、ある指導の時間だけ通級教室に通い、指導を受けるといった取り組みをする。

（質問②）通級学級とはどういうものか。

（回答②）特別支援学級というのは、特別支援担当の教諭と学習をほとんどの時間すごす。ただ、1 年生とすごす時間もある。通級は、1 日のうち、国語の時間だけ通級の場所に行って指導を受けて、終わったらもとの学級に戻るという形である時間だけそこで授業や指導を受けるといった形である。

（質問③）ある時間だけを受ける理由があるのか。

（回答③）受けるべきと町の就学指導委員会で決定されている。保護者の方と話をして進めている。

（質問④）学習支援員がいるが、そういう子どもたちのために配置されていると受け止めているが。

（回答④）学習支援員はいる。学年につき、支援が必要な子どもを中心に支援しているが、子どもたち全体も支援している。通級となると子どもたちに来ていただき、個別指導を行う。

（意見）いろんなことがわかってきているので、ある部分としては支援が必要だが、そうじゃない部分もあるので、その子にあわせて指導ができるようになってきた。それが、通級や特別支援などいろんな手立てをしながら、社会性を育成するといったこともある。また、周りの子もそれを理解するという状況である。

（質問⑤）有徳小学校が2教室に分けてあるのは、学年が異なるからか。

（回答⑤）障害種が異なる。

（質問⑥）新学校では、小学校1室、中学校1室では足りないケースも出てくるのか。

（回答⑥）障害種に応じるので、教室数が複数室必要な場合がある。

（意見）障害種に応じて、それぞれ教室が必要なケースもあると思うが、必要に応じて区切るケースもあると思う。

（意見）特別支援学級を設置するのが望ましい。周りの環境に左右されやすい子どもたちもい

るので、そういう環境は必要と思う。また、開校の時点でどうなっているかは前年度の就学指導委員会次第。対応できるような考えを進めておくべきではないか。

(3)通級指導教室

①定義

通級指導教室は、小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度な障害(言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の障害)の児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態の改善又は克服を目的とする特別に指導を行う教室をいう。

指導の内容は、人との関わり方やコミュニケーションの取り方、集団でのルール理解、場面や状況に合わせた行動など。また、個別指導では認知能力や学習に関わるスキルの習得が中心となる。

②通級指導の提案内容

	提案1	提案2
設置	実施する	実施しない
特徴、条件等	①「通級指導教室」を設置し、通級指導を行う。	①普通学級にて他児童と一緒に指導を行う。

③通級指導教室の教室数提案内容(通級指導を実施する場合)

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
面積※	2.5 室	―
特徴、条件等	①通級指導用の教室を設置する。 ②1 室の中を分割して学習部屋を2～3室設置。0.5 室を事務部屋、待合室に使用。1 室をプレイルームとする。 ③他校(他市の学校)から通級する児童生徒もいるので、出入りがしやすい環境、設置場所とする。(1階の端、駐車場そば等)	①多目的教室を通級指導教室に指定し、指導を行う。
他校の事例	豊里小中学校(言語教室) 芝園小中学校(言語教室)	

④現在の状況

学校	設置状況	通級者数	備考
有徳小学校	なし	1 名	
値賀小学校	1教室(24 年 4 月)	7 名	普通教室1室(63 ㎡)を改修
有浦中学校	なし	0 名	
値賀中学校	なし	0 名	
合 計	1教室	8 名	

⑤第5回の意見等（抜粋）

（意見）教育する場なので、教育の視点をもったままいろいろな可能性に目を向けてあげることに考えがあると思う。通級の場合は、保護者が指導の間、待つ場合もあるので、そういうスペースも設ける必要があるのではないだろうか。

（質問①）中学校は通級あるのか。どのケースまで通級を考えているのか。

（回答①）設置されているケースは少ない。

（質問②）送り迎えするのは誰か。

（回答②）保護者となる。

（意見）自校に設置されていることが一番望ましいが、設置されている学校は少ない。今回値賀小に設置されたことはとてもよいことと感じる。知的障害とは別に、学習の中でこのことだけうまくいかないというケースがよくわかってきた。それに対応できるようになってきた。

(4)職員用更衣室及び休養室

①提案内容

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
面積※	1室分(0.5 室ずつ)	
特徴、条件等	①更衣室にロッカーを設ける(51 名分)+余裕 ②更衣室は男女別とし、小中共有する。 ③休養場所を設け、ソファー等の家具を設置する。 ④更衣室に隣接し、シャワー等の設備を設置する。	
他校の事例	はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校 豊里小中学校	

②現在の状況

学校	設置状況	面積
有徳小学校	有	22 ㎡
値賀小学校	有	17 ㎡
有浦中学校	有	31.5 ㎡
値賀中学校	有	32 ㎡
合　計	4 箇所	

③他校の事例

学校	設置状況	内容(ロッカー有無・シャワー有無)	面積
はるひ野小中学校	有	更衣室(有・有)、休養室	42 ㎡
芝園小中学校	有	更衣室(有・無)	96 ㎡
照葉小中学校	有	更衣室、休養室	82 ㎡
豊里小中学校	有	更衣室(有・有)、休養室	55 ㎡

④第5回の意見等(抜粋)

(意見)妊婦さん等がいると休憩する場所も必要ではないか。

(意見)小学校は、すべての教科を担任が行うので、着替える必要がある。けじめをつける必要がある。

⑤想定される部屋の大きさと配置

男女合わせた部屋の大きさ･･･74 ㎡

(5)トイレ

①学校施設整備指針

(ア)児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画する。また、障害のある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画する。

(イ)教職員用や外来者用の便所は、児童用とは別に、適切な位置に計画する。

(ウ)水洗式で、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、清潔で使いやすい計画とする。

(エ)障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保する。

②児童生徒用トイレの提案内容

設置数	1フロアで使用する人数を男子 100 人、女子 100 人と仮定する。 【男子】大便器2個、小便器4個、洗面器2個 【女子】大便器4個、洗面器3個 (空気調和・衛生工学会の「衛生器具の適正個数算定法」を基に算出)
設備内容	①1フロアに1箇所設置する。 ②大便器は和式・洋式便所を設置する。(和式の必要性、要検討) ③小便器は自動洗浄小便器を設置する。荷物台を設置する。 ④低学年にも配慮して、低めの洗面台も設置する。 ⑤障害者に配慮したトイレ(車椅子で入り使用できる)を併設する。 ⑥照明は人感センサーとする。 ⑦学年にあわせた色使いやデザインとする。

③来客用・職員用トイレの提案内容

設置数	使用人数を男子 25 人、女子 25 人と仮定する。 【男子】大便器2個、小便器3個、洗面器2個 【女子】大便器3個、洗面器2個
設備内容	①職員室近くに1箇所設置する。 ②大便器は洋式便所を設置する。 ③小便器は自動洗浄小便器を設置する。荷物台を設置する。 ④障害者に配慮したトイレ(車椅子で入り使用できる)を併設する。 ⑤照明は人感センサーとする。

※面積は、事務局にて調整。

④第5回の意見等(抜粋)

(質問①)多目的トイレは各階に設置するのか。

(事務局)事務局の提案としては各階に設置するものと考える。

(質問②)エレベータ付近に設置するのか。

（事務局）そこまでの配置は未検討。

（意見）七山小中学校の場合は、各階に多目的トイレが設置されている。障害者用の設備も考えるならば、必要と考える。

（意見）学校ではトレイになかなか行かない子どもが多いと感じる。自宅と学校のトイレに格差ができている。また、和式になれずに入学してくるケースがある。学校でできるトイレ作りが必要か。

⑤協議のポイント

ア）小便器を設置するか。

イ）和式を設置するか。

ウ）トイレの出入り口に扉をつけるか。目隠し的な設備にするか。

カ）洗面台は男女別か、共有か。

キ）その他必要な設備はあるか。

(6)駐車場

①学校施設整備指針

(ア)必要最小限の自動車の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画する。

(イ)出入りに伴う騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画する。

(ウ)不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を的確に確認できる構造とする。

②駐車場の提案内容

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
面積	教職員用50台＋来客用30台程度 1台分12㎡程度、通路 5.5m	―
設備内容	①駐車場は施設配置とあわせて検討する。 ②体育館周辺や通用門等に近い場所に設置する。 ③通学方法によっては、通学バスの待機場所を確保する。 ④行事等で駐車スペースが足りない場合は、町民会館駐車場を使用する。 ⑤障害者用の駐車スペース(パーキングパーミットの採用)を玄関近くに設ける(2、3台程度)。	①町民会館駐車場を使用する。

③協議のポイント

(ア)学校敷地内に設けるか。

④

(7)自転車駐輪場

①学校施設整備指針

(ア)円滑かつ安全な出入りのできる位置に必要な面積で計画的に設置する。

(イ)不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を的確に確認できる構造とする。

②自転車駐輪場の提案内容

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
面積		―
設備内容	①自転車の進入場所は、徒歩通学と同じ校門とする。 ②駐輪場所は校門または出入り口近くに設置する。 ③上下2台格納できる設備とする。	①自転車通学を行わない。

③現在の状況

学校	設置状況	面積	利用者数
有徳小学校	なし	―	―
値賀小学校	なし	―	―
有浦中学校	有	14.4 ㎡	46 名
値賀中学校	有	19.2 ㎡	11 名
合　計	―	33.6 ㎡	57 名

④第5回の意見等(抜粋)

(意見)通学方法にも絡んでくる。作らない場合は、他の方法で通学もありうる。

(事務局)教育ビジョンにもかかわってくるので、次回にソフトの内容を示す。

(意見)唐津の中学校統合において、切木、太良、四中の統合では通学の方法が課題となっている。中学生の土日の部活の通学方法が課題である。歩道の整備がされていないので、自転車通学はせずに、バス通学としている。土日にバスの運行がない場合、部活にどうやってくるのか。

⑤通学方法の想定

		提案A	提案B	提案C
通学バス	対象	希望者全員（ただし、新田は除く）	小学生通学距離2.5km以上、中学生通学距離4.0km以上	小学生通学距離2.5km以上、中学生通学距離6.0km以上
	対象者数	506名 小学生　327名 中学生　179名	365名 小学生　254名 中学生　111名	311名 小学生　254名 中学生　57名

	バス台数	大型	６台	５台	３台
		中型	４台	４台	３台
		小型	３台	１台	２台
		ﾀｸｼｰ	１台	０台	１台
		計	１４台	１０台	８台
徒歩又は自転車対象者	小学生	新田 ２９名		有浦下の一部、有浦上の一部、長倉の一部、諸浦、新田、牟形、仮屋 １０４名	有浦下の一部、有浦上の一部、長倉の一部、諸浦、新田、牟形、仮屋 １０４名
	中学生	新田 １９名		有浦下の一部、有浦上の一部、長倉、諸浦、新田、牟形、座川内の一部、石田、花の木、仮屋 ８６名	有浦下、有浦上、長倉、諸浦、新田、牟形、轟木、座川内、湯野尾、田代、藤平、平尾、浜野浦、大薗、石田、花の木、仮屋、栄 １４０名

⑦必要な面積（自転車等駐車場設置技術の手引き検討調査報告書_H10）

両側高低配列式駐車の場合

1 台あたり面積＝0.67 ㎡

利用想定	面積（上段:駐車ます下段:通路）	合計
25 台程度	0.67 ㎡×25 台＝16.75 ㎡ 1.5m×2×5.3m＝15.9 ㎡	32.65 ㎡
50 台程度	0.67 ㎡×50 台＝33.5 ㎡ 1.5m×2×10.5m＝31.5 ㎡	65 ㎡
100 台程度	0.67 ㎡×100 台＝67 ㎡ 1.5m×2×21m＝63 ㎡	130 ㎡

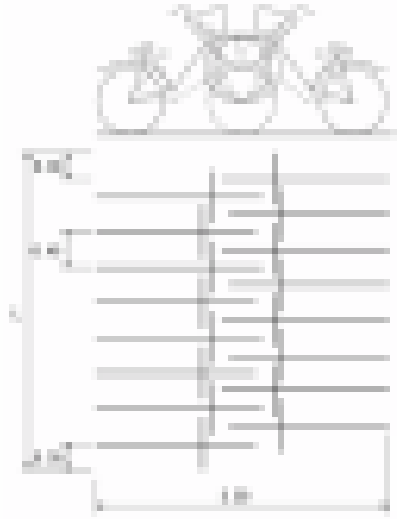

⑧設置場所

（ア）校舎に隣接し、自転車駐輪場のスペースを確保する。

（イ）体育館など高床とした施設の下に駐輪スペースを確保する。

（8）会議室及び応接室

①学校施設整備指針

（ア）会議机等の家具を弾力的に配置することのできる面積、形状等とする。

（イ）応接室は応対のための家具等を適切に配置することのできる面積、形状等とする。

②提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置内容	会議室のみ設置する	応接室のみ設置する	設置しない
面積※	1 室分	0.5 室分	なし
特徴、条件等	①会議室を設置する。 ②会議用机を配置する。 ③職員室または校長室に隣接して配置。	①応接室を設置する。 ②応接用椅子、机を配置する。 ③校長室に隣接して配置。	①多目的室等の空き教室を活用する。
他校の事例	はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校 豊里小中学校	―	―

③現在の状況･･･会議室として位置づけている室はなし。

④他校の事例

学校	設置状況	面積
はるひ野小中学校	1 室	84 ㎡
芝園小中学校	1 室+小 1 室	120 ㎡+18 ㎡
照葉小中学校	1 室	84 ㎡
豊里小中学校	1 室	68 ㎡

⑤第5回の意見等（抜粋）

（意見）以前の意見では、校長室が応接室を兼ねているケースもあるという意見もあった。

(9)印刷室等

①学校施設整備指針

特になし。

②提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置内容	設置する	設置しない	他部屋との共用
面積※	0.25 室	なし	―
特徴、条件等	①コピー機等を設置する。 ②印刷物や配布物の仕分けなどを行うスペースを確保する。	①職員室の一角にコピー機等を設置する。	①他部屋と共用しコピー機等を設置する。
他校の事例	はるひ野小中学校 照葉小中学校 豊里小中学校	芝園小中学校	―

※面積は普通教室の面積を参考とする。

③現在の状況

学校	設置状況	面積	備考
有徳小学校	共用	―	
値賀小学校	共用	―	事務室内に設置
有浦中学校	共用	―	事務室内に設置
値賀中学校	1 室	13 ㎡	事務室と職員室との間
合　計	―	13 ㎡	

④他校の事例

学校	設置状況	面積	備考
はるひ野小中学校	1 室	12 ㎡	職員室に隣接
芝園小中学校	なし	なし	
照葉小中学校	1 室	44 ㎡	職員室に隣接
豊里小中学校	1 室	27 ㎡	職員室に隣接

⑤第5回の意見等（抜粋）

（意見）輪転機等は、音が出る機械なので、別室であるほうが望ましい。

（10）書庫

①学校施設整備指針

特になし

②提案内容

	提案1	提案2
設置内容	設置する	設置しない
面積※	0.25 室	なし
特徴、条件等	①書類等を保管する書庫を設置する。 ②重要書類等を保管できるように書庫内に耐火やセキュリティを備えた金庫等を設置する。	①書類等は職員室内のキャビネット等に保管し、重要書類は、保管金庫等を設ける。

③現在の状況

学校	書庫	金庫	備考
有徳小学校	なし	有	校長室内
値賀小学校	なし	有	事務室内
有浦中学校	なし	有	校長室内
値賀中学校	なし	有	校長室内
合　計	0室	4個	

④他校の事例

学校	書庫	金庫	備考
はるひ野小中学校	3 室	4 つ	金庫:小中共用、小中別々、事務室
芝園小中学校	なし	1部屋	金庫室内に金庫を設置。統合前の金庫も保管
豊里小中学校	1 室	2 つ	金庫:書庫内と校長室

⑤第5回の意見等（抜粋）

（事務局）文書の分量を調査して示したい。3校統合の事例を把握したい。

（意見）校長室に金庫がある必要性はない。事務室に金庫があってもよい。

⑥三小学校統合時の文書

重要書類は、各学校の金庫に保管している状況。

旧牟形小・仮屋小から文書は移動させていない。

（11）児童生徒出入り口

①学校施設整備指針（要旨）

（ア）始業時、就業時等における利用人数に応じ、十分な規模の昇降口を計画する。

（イ）校舎内の普通教室との連絡がよく、上履きと下履きの動線が交差せず、校舎等の周囲を迂回せず屋外へ出やすい位置に計画する。

（ウ）風、積雪等地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを計画する。

（エ）昇降口の前面に降雨時等における傘の利用を考慮した空間を確保する。

（オ）出入り口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状等とする。

（カ）車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障害のある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようにする。

②提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置内容	小中同じ昇降口	学年区分毎の昇降口	教室の配置毎の昇降口
面積※	各提案の必要に応じた面積		
特徴、条件等	①小中が同じ昇降口から出入りする。	①学年区分にあわせて昇降口から出入りする。 ②小中に分けて昇降口から出入りする。	①教室の配置にあわせて、それぞの昇降口から出入りする。
共通事項	①スロープを設置し、車椅子の出入りを可能とする。 ②来客用は子供とは別に設ける。 ③傘立て等を配置する。		
他校の事例		はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校	豊里小中学校

③現在の状況

学校	設置状況	外部出入り口（来客・職員玄関含む）
有徳小学校	1箇所	3箇所
値賀小学校	2箇所	3箇所
有浦中学校	2箇所	3箇所
値賀中学校	1箇所	2箇所
合　計	6箇所	11箇所

④他校の事例

学校	設置状況	配置内容	備考
はるひ野小中学校	3箇所	1－2 年、3－4 年、5－9 年	3－9 年は 2 階に設置
芝園小中学校	3箇所	小学校2箇所、中学校	1 階に設置

照葉小中学校	2箇所	小学校、中学校	1階に設置
豊里小中学校	2箇所	1・7－9 年、2－6 年	1階に設置

⑤第5回の意見等（抜粋）

（意見）授業の中でグラウンドに出て行く場所とかということも含めて使用方法などを考える必要がある。

（意見）一斉に昇降するには、人数が多いのではないか。

（意見）非常時の避難経路等も考えるべきでは。小中一緒というのは、厳しいか。

（意見）外部からの出入りを制限するためには、あまり箇所を増やさないほうがよい。1箇所ならば、しっかりしたスペースが必要。

⑥協議のポイント

施設配置並びに動線を考慮し、配置図案等を見ながら協議。

(12)エレベーター

①学校施設整備指針(要旨)

(ア)エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を適切な位置に計画する。

②学校施設バリアフリー化推進指針よりエレベーターに関する事項(抜粋)

新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めることが重要である。

(ア)障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

③エレベーターの設置(長寿社会対応住宅設計指針より)

(ア)6階以上の高層住宅にはエレベーターを設置するとともに、できる限り3～5階の中層住宅等にもエレベーターを設ける。

(イ)住棟出入口からエレベーターホールへの通路、エレベーターホール及びエレベーターのかごは、車いす利用に配慮した形状、寸法等とする。

④提案内容

	提案1	提案2
設置内容	設置する	設置しない
特徴、条件等	①車椅子等での使用が可能なエレベーターを設置する。 ②給食の状況によっては、給食用と兼用する。 ③通常は施錠し、使用する際は職員が立ち会うこと。	①車椅子等を使用する場合は、階段の昇降が可能な設備を設ける。 (車椅子階段昇降機等) ②給食の状況によっては、配膳専用のエレベーターを設置する。

⑤現在の状況･･･給食用エレベーターのみ設置

学校	設置状況	備考
有徳小学校	1箇所	
値賀小学校	1箇所	
有浦中学校	なし	
値賀中学校	1箇所	
合　計	3箇所	

2. 防犯・安全対策の提案・協議

(1)学校施設整備指針要約

①基本的事項

(ア)安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとする。

(イ)死角となる場所をなくし、配置計画等について工夫する。

(ウ)犯罪を企てる者の動きを限定し、接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう工夫する。

②敷地境界及び敷地内部の防犯対策

(ア)敷地内において死角となる場所がなくなるよう配置に留意する。

(イ)職員室、事務室等は、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置する。

(ウ)やむを得ず死角となる場所は、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとる。

(エ)門の施錠管理を適確なものとする。

(オ)外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を掲げる。

(カ)学校と周辺地域の領域の境界に囲障を計画する。

(キ)夜間の安全性を確保するため、適切な位置に該当を設置する。

(ク)自動車や自転車等を使用する来訪者を確認できるよう、駐車場の配置、構造等に留意する。

③建物の防犯等

(ア)来訪者を確認し、不審者を識別できるように門や建物の出入口付近等に受付を設置する。

(イ)受付では、不審者を識別できるように名札やリボンを着用する。

(ウ)1階に位置する教室・廊下等の窓・出入口は、容易に破壊されにくく、適確な施錠管理を行う。

(エ)非常時に生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する。

④防犯監視システムの導入

(ア)外部からの来訪者の確認、死角の状況把握、犯罪者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成など、設置目的を明確にする。

(イ)外部からの侵入を防ぐため、建物の出入口等に必要に応じてテンキーパッド等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置する。

⑤通報システムの導入

(ア)緊急事態発生時に連絡が迅速に行えるよう、児童生徒が常時活動する場所にインターホンや電話等の通報装置を設置する。

(イ)緊急事態の発生と内容、処置等を迅速に伝達するため、校内連絡システムを整備する。

⑥その他

（ア）学校施設を地域住民等に開放する際、非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講ずる。

（イ）児童生徒の通学路は、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、街路灯等の設置により夜間照度を確保する。

（2）提案内容

	提案1	提案2	提案3	提案4
設置	守衛所設置	遠隔操作	玄関受付設置	設置なし
設置内容	①門付近に守衛所を設置する。 ②警備員による警備を行い来校者の入校管理を行う。 ③受付を行い、職員室に連絡する。	①門にインターホンを設置する。 ②来客は職員が対応し、入校させる場合は、遠隔操作で門扉を解錠する。 ③一定期間経過すると、自動的に施錠する。	①来客用受付を設置する。 ②事務室と兼ね、事務職員または用務員等が対応する。 ③来客用の応接スペースを設ける。	①受付は設置しない。 ②職員室を来校者が確認できるよう配置する。
来客対応	守衛	職員	事務員、用務員	職員、事務員、用務員
共通事項	①夜間は機械警備を行う。 ②死角となり、犯罪者の侵入経路になる可能性の場所には、監視カメラを設置する。 ③保護者には、名札を配布し、来校時は着用する。			
他校の事例	早稲田佐賀校 佐賀大学附属小学校	芝園小中学校	はるひ野小中学校 豊里小学校 照葉小中学校	

（3）現在の状況

学校	設置状況
有徳小学校	職員室から来客者の把握が可能。玄関に事務室を配置。児童用玄関に監視カメラ設置
値賀小学校	職員室・事務室から来客者の把握が可能。
有浦中学校	職員室・事務室から来客者の把握が可能。玄関に事務室を配置
値賀中学校	職員室・事務室から来客者の把握が可能。
合　計	

（4）他校の事例

学校	設置状況
はるひ野小中学校	来客用玄関に受付を設置。受付業務・校舎管理は業者委託。

芝園小中学校	門扉に小・中用インターホンを設置。校務センターと事務室につながり、応対。地域交流の場は施錠なし。
照葉小中学校	職員室が玄関前に配置され、来客者の確認が容易。
豊里小中学校	来客者用玄関あり。事務室が窓口となる。
早稲田佐賀校	守衛所を設置。7時30分～19時30分。以降は機械警備。土日も配置。守衛所で受付を行い、事務室に連絡。 警備会社へ委託
佐大附属小	守衛所を設置。7時30分～17時30分。以降は機械警備。守衛所は受付業務をしない。保護者には名札を配布し、来校時は着用。警備会社へ委託

(5)第5回の意見等(抜粋)

(意見)事件があった経緯から警備員を配置されている。

(質問①)いずれのケースもカメラを設置するのか。

(回答①)死角となるような場所があれば設置が必要。

(意見)敷地を区切って、侵入できるかどうかにもよる。1箇所からしか入れないというようにしておくべき。

(質問②)あくまでも玄関のことか。監視カメラの設置について検討するのは別か。

(事務局)施設配置計画にも関係することなので、こういう場所に設置してほしいという意見も上げていただければ。

(6)協議のポイント

①敷地内外を区分するためにフェンス等を設置するか。現在のようにオープンにするか。

②敷地内への出入りは何箇所とするのか。登下校用校門と車両進入口を一緒にするのか。

③来校者の対応を誰が行うのか。

ア)守衛所を設置する場合

来校者が守衛所に来る。警備員が応対し、職員室へ連絡する。来校者は、来客用玄関→職員室へ。

⇒校門付近に守衛所の設置が必要。応対は警備員が行うため、玄関に受付等は不要か。

イ)インターホンを設置する場合

来校者がインターホンを押す。職員室等のインターホンで応対する。来校者は、開錠された門から→来客用玄関→職員室へ。

⇒インターホンの設置が必要。玄関に受付等は不要か。

ウ)受付を設置する場合

来校者が受付に来る。用務員や事務職員等が応対する。

⇒来客用玄関に受付の設置が必要。用務員や事務職員等の常駐が必要。

④校舎内に警報装置を設置するか。

⑤外部から侵入が考えられる箇所(玄関、運動場、体育館入口、校門等)に監視カメラを設置するか。

⑥防災機能として、どんな機能、どんな施設整備を行うか。

(ア)想定される災害

地震、風水害、原子力、津波・・・

(イ)想定される必要な機能(「東日本大震災の被災を踏まえた学校施設の整備について」)

a)避難経路(上層階や高台へ)

b)食料等の備蓄倉庫

c)トイレ、シャワー

d)電気、水、ガス

e)情報通信網

f)避難場所として室内環境

g)高床　など

3．人と環境へ配慮した設備の提案・協議

(1)「持続発展教育」との関連

持続発展教育は、持続可能な社会づくりのための担い手作りである。

現代社会のいろいろな課題(環境、人権、国際理解、教育など)を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を作りだしていく学習や活動である。

(事例)

小学校４年の社会科で「暮らしとごみのしまつ」、「私たちの暮らしと水」という単元がある。また同時期の国語には「伝えたいことをはっきりさせて書こう」という表現方法の学習がある。これらの学習を関連づけて、さらに、家庭と連携した取り組みを行う。

具体的には、ごみの始末を中心として自分たちの生活を見直し、どのようにしたらごみを減らせるか話し合ったり、発表しあったり、実践に取り組んだりということに力を入れた。

さらに総合的な学習の時間には、海外での水と生活の事情について聞いたり、そこから世界の環境問題に目を向けていった。

このような学習から子どもたちが、「これは何とかしなくてはいけない大切な問題だ」「いったいどのようになっているのだろう。」「どんなな秘密があるのだろうか」等という強い疑問を持って学習に取り組むことが重要である。

(2)環境設備

タイプ		事業内容
新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上・屋根等に太陽電池を設置し、電力を活用。
	太陽熱利用型	屋上等に太陽集熱器を設置して、暖房、給湯、プールの加熱等に利用。
	風力	屋上等に風車を設置し、電力を活用。
	地中熱	地中に埋設した換気用チューブに室内空気を循環させて暖める。
	バイオマス熱	生物資源(バイオマス)を加工し、暖房等の燃料として活用。
	燃料電池	LPガスなどから水素を取出し、空気中の酸素と化学反応させ、水ができる過程で発生する電気を利用。
	小水力発電	小さな河川等のわずかな落差を利用して発電。
省エネルギー・省資源型	断熱化	複層ガラスや二重サッシ、断熱材等を利用。
	日除け	庇、ルーバー、バルコニー等を設置。
	省エネ設備	省エネルギー型の照明器具や空調設備。
	ｴﾈﾙｷﾞｰ、CO2管理ｼｽﾃﾑ	エネルギー消費等について、無駄の有無を点検し、効率的に管理するため、エネルギー消費量やCO2排出量の実態を把握し、削減する。
	雨水利用	建物の屋根から集めた雨水を貯水槽を貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用。
	排水再利用	施設内で発生した排水をろ過処理して、トイレの洗浄水等に利用。

自然共生型	建物緑化	建物の壁面や屋上の緑化を行う。
	屋外緑化	校庭の芝生化、ビオトープ（学校内に生物が生息する自然環境を作る）を設ける。
木材利用型		内装等を木質化する。
資源ﾘｻｲｸﾙ型	リサイクル建材の利用	廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。
	生ゴミ処理設備	給食の残飯の生ゴミを堆肥化したり、水にして排水し、ゴミを減らす。
その他	自然採光	トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を取入れる
	自然換気	吹き抜け等を利用し自然換気を行う。

（3）提案内容

	提案1
設置	環境に配慮した整備を行う。
設置内容	設置 太陽光発電、太陽熱温水器（給食調理、シャワー利用）、小規模風力発電（校庭支柱設置）、LED電球の採用、窓ガラスへ赤外線・紫外線軽減フィルムの貼付、日除け、省エネ設備、雨水利用（下水用・散水用）、建物緑化（校舎壁面にツル性の植物を這わせる）、生ゴミ処理機、自然採光、節水コマ、**ビオトープ**

（4）ユネスコスクール（持続発展教育）

有徳小学校および値賀小学校。平成23年度認定。

（5）他校の事例（別途図で説明）

学校	設置状況
神戸市立玉津第一小学校	・日射を遮る庇と光を反射させるライトシェルフの設置 ・「風の道」を使用した自然換気 ・屋上緑化 ・太陽光パネルの設置
武蔵野市立大野田小学校	・自然体験ができるビオトープ ・半透過型太陽光パネルを採用した庇 ・床下に埋設した冷水用パイプで冷房効果 ・屋上緑化テラス
熊野市立有馬中学校	・熊野杉を使用した校舎 ・太陽光パネルの設置 ・室内の温度調整を防ぐルーバー ・トップライトによる自然光の取り入れ
下関市立豊北中学校	・太陽光発電

	・トップライト ・地熱ヒートポンプシステムを活用したクール＆ウォームピット

(6)第5回の意見等(抜粋)

(意見)新しい学校なので、こういった面でも工夫がなされ、紹介されていくのが学校としてもよいのではないか。

(意見)ビオトープは、手を入れないと植物が育たないところと手を入れなくても植物が育つところの発想は違う。どういうものを作るのか発想の違いでずいぶん違ってくる。子どもたちだけで管理ができないところもある。

(7)国の動向・・・学校ゼロエネルギー化推進(H24 年 5 月)

①ゼロエネルギー化の目的

(ア)環境問題は、人類の将来の生存と繁栄のため避けては通れない課題である。

(イ)恵み豊かな環境を守り、引き継いでいくためには、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築することが重要である。

(ウ)東日本大震災によって、電力供給力が大幅に減少し、これまで以上に、あらゆる局面で、可能な限り、省エネを進めていくことが不可欠である。

(エ)学校施設は、地域に身近な公共施設として、児童生徒への環境教育の観点や災害時に防災拠点となる施設であることに加え、他の用途と比べ年間の一次エネルギー消費量が小さい傾向にあることなどから、良好な教育環境の確保を図りつつ、ゼロエネルギー化への取り組みを積極的に行う意義のある建築物の一つである。

(オ)学校施設の「年間の一次エネルギー消費量」－「創出する一次エネルギー換算量」＝0 以下を「ゼロエネルギー」という。

②取り組み内容

(ア)設備や使い方によりエネルギー負荷を軽減する…室温・照度自動調整、日射遮蔽庇など

(イ)未利用エネルギー等を利用する・・・太陽熱、地中熱利用など

(ウ)新たにエネルギーを作り出す・・・太陽光発電、蓄熱・蓄電など

(エ)エネルギーの管理を行う・・・発電、消費の見える化など

(オ)災害等発生時には防災機能をもつ・・・長期停電時の自家発電など

(カ)子どもたちの環境教育に活用する・・・理科や技術家庭科等での活用など

4. 施設配置・動線計画の提案・協議

(1)学校施設整備指針(要旨)

①各施設がそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう配置関係に十分配慮する。

②適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置する。

③日常以外に災害時の避難でも生徒等が安全な移動経路を設定する。

④生徒、訪問者、車等の各移動経路を利便性に配慮して、設定する。

⑤周辺の景観、町並みとの調和等に配慮し、計画する。

⑥防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の配置を計画する。

⑦子ども、教職員、学校開放時の利用者、来客者が、それぞれの必要に応じ円滑に移動することができるよう動線を設定する。

⑧可能な限り遠回りとならない動線を設定する。

⑨非常時の迅速な避難のために複数の避難動線を確保する。

(2)前提

①授業への影響を極力少なくするために、現校舎を工事中もなるべく活用したまま、新校舎を建設する。

②新校舎建設後のグラウンドなどの使い勝手を考慮する。

③「いこいの広場」関連施設と小中一貫校が機能連携することにより、町の文化教育拠点性を高める。

(3)提案内容

提案	提案1	提案2	提案3	提案4
内容	新校舎をグラウンドに建てる	体育館とプールの位置に新校舎を建てる	現校舎の南側に新校舎の一部を建て、移動した後、現校舎を解体し、残りの校舎を建てる	現校舎の南側に新校舎を建て、移動した後、現校舎を解体し、体育館等を建てる
利点	・工事中による授業への影響を極力避けられる(工事中の体育等は、総合運動場を活用する) ・比較的まとまったグラウンドなどを整備できる ・工事区分がはっきりできて、危険度を少なくできる	・比較的まとまったグラウンドなどを整備できる ・町民会館、社会体育館が近い	・現校舎を残したまま新校舎を建てるので、授業への影響を少なくできる ・児童生徒の登下校や駐車場等のスペースが確保しやすい	・小学校と中学校のグラウンドの区画を明確にしやすい。 ・児童生徒の登下校や駐車場等のスペースが確保しやすい。

欠点	・町民会館、社会体育館が遠くなる ・グラウンドの管理に配慮が必要。	・工事中に一部施設(プール、体育館)が利用できなくなる ・隣接地での工事なので、騒音振動や動線に配慮が必要	・工事中に移動が必要 ・隣接地での工事なので、騒音振動や動線に支障がでやすい ・グラウンドの管理に配慮が必要	・工事中に移動が必要 ・隣接地での工事なので、騒音振動や動線に支障がでやすい ・グラウンドの管理に配慮が必要
工事費	○	□	△	△
備考				

工事費:安い○＜□＜△高い

(4)考慮すべき事項

すっきりとした施設配置にするか、文化教育の拠点性を高めるか、工事安全面かなど、どれを重視するかで選択の判定が違ってくるものと思われる。

(5)他校の事例

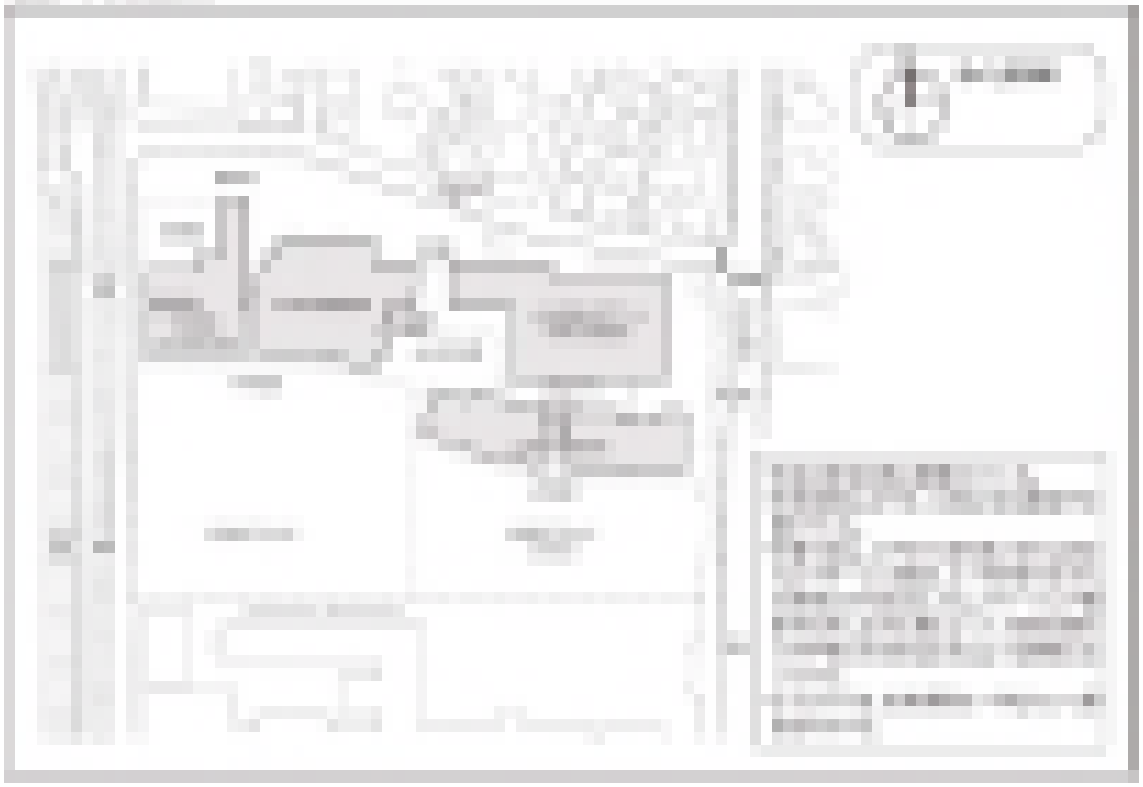

豊里小中学校（登米市）

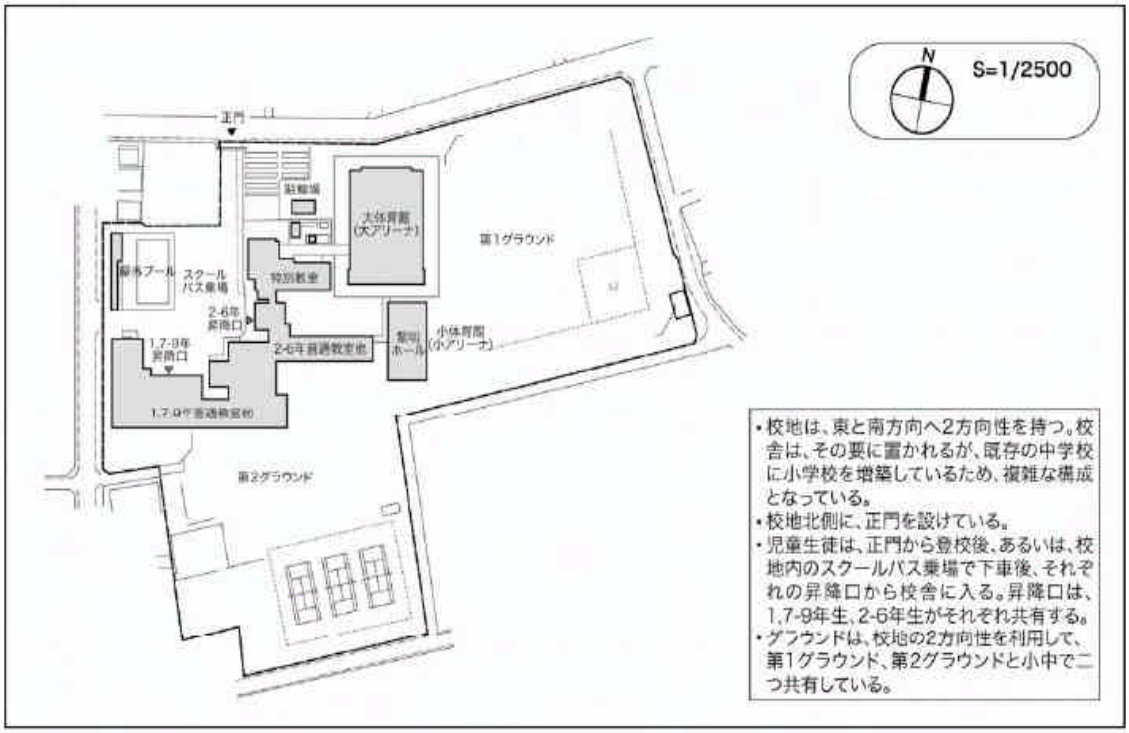

（6）第5回の意見等（抜粋）

（意見）授業しながら、工事も必要なので、音や安全などへの配慮も必要。

（意見）イメージしたときに東西南北にどのくらい必要になるのかとか、広さになるのか、校舎にかかるのかといったところも出てくる。

（質問①）かさ上げは必要なのか。

（回答①）若干、必要なのではないか。

（事務局）テニスコートにかかって建設することは今のところない。近年に改修工事を行っており、かつ交付金も活用している。手をつけるならば、返還することになる。

（意見）テニスコートは手をつけない、プールを維持すると考えていくと、議論の余地がなくなってくる。

（意見）次回の会議では、段階的な建設方法や配置図案などを出して頂きたい。手を入れられないところと可能なところを明確にしてほしい。

（7）校舎建設における制約

①テニスコートは、電源立地対策交付金を活用しているため、工事対象外区域とする。

②運動場の照明はできる限り維持し、移動が必要な場合は、移設する。

③町民会館や社会体育館を有効活用する。

5. アトリウムの提案・協議

(1)定義

高層建築または大規模建築の内部に取り込まれた外部的雰囲気を持つ吹き抜け空間

特徴としては、

①昼光を取り込む空間

②大規模な吹き抜け空間

③内部と外部、あるいは内部同士を結ぶ空間

④内部と外部、あるいは内部同士の緩衝空間

⑤外部とは完全に遮断され得る内部空間

⑥人々の移行空間

⑦建物全体の核となる空間

(2)提案内容

	提案1	提案2
設置	設置する	設置しない
設置内容	①校舎棟を複数設置する場合は、校舎間にアトリウムを設置する。 ②アトリウムは吹き抜けとする。 ③アトリウム側に廊下を設置する。	①校舎棟を複数設置する場合は、廊下等でつなぐ。
他校の事例	はるひ野小中学校 芝園小中学校	照葉小中学校 豊里小中学校

(3)現在の状況・・・設置してある学校はなし

(4)他校の事例

学校	設置状況
はるひ野小中学校	コミュニティガーデンを設置、全員がここを介して校舎に入る。屋外
芝園小中学校	小学校棟と小体育館間にパサージュ(屋根つき空間)を設置
照葉小中学校	なし
豊里小中学校	なし

(5)第5回の意見等(抜粋)

(意見)西南小学校は、包み込むというか大きな空間の中で過ごしているという雰囲気、思ったよりも声が響き渡っていないと感じた。カーペットやコルクの壁などの要因もあると思うが、学習しやすい空間と感じた。今回の目玉になればと思う。

(質問①)アトリウムに図書室の設置も含めて考える必要があるのか。

(回答①)西南小学校は別に作ってあった。多目的スペースにもなると感じた。

(意見)図書室と事務室は先進校視察も踏まえて協議ということで、保留としていた。次回にアトリウムの前後で決めたい。

(質問②)図書室を兼用するものではないと解釈してよいのか。

（回答②）それも検討しなければならない。

（意見）作った後にどのように利用するのかも考えなければならない。どっちがいいのかは難しいところでもある。

（意見）中高でひとつの施設を使う場合と小中でひとつの施設を使う場合では、かなり異なると思う。体格差や発達段階が違う。

（意見）授業のたて方や使い方も違ったりするので、あわせて協議から仮決定に向けて議論を深めたい。よく話し合っていく必要があると思う。

（事務局）次回、提案させていただく。

（6）アトリウムと図書室の連携及び設備案

①アトリウムと図書室を一体化にしないが、できる限り窓や扉で仕切りをせず、オープンにする。

②小中共用型とする。

③室の広さは、普通教室 5 室分程度とする。ただし、④以下を受け、広くなる可能性がある。

④低学年が座って読むスペースを確保する。

⑤読書や調べ学習するスペースを十分に確保する（複数学級が同時に図書室利用できるスペース）。

⑥個別学習スペースも確保する。

⑦パソコン室は併設しない。

⑧視聴覚設備は設置しない。多目的スペース、ランチルーム、音楽室等を利用する。

⑨図書館には、学習メディアサポーターを配置し、司書業務と情報端末の利用サポートを行う。

6．景観計画の提案・協議

(1)学校施設整備指針(要旨)

①周辺の町並み，景観，雰囲気等と調和し，かつ，地域社会の核としてふさわしい印象を与えるよう計画する。

(2)景観形成項目(案)

項　目	内　容	参　考
色彩	周辺地域と統一感を持つ色彩とする。	町民会館･･･壁は白タイル、屋根は黒 唐津青翔高校･･･壁はグレー 町営住宅･･･壁は白
緑化	敷地内、境界、壁面の緑化に努める。	町民会館･･･会館前に緑化地帯あり 唐津青翔高校･･･校門付近を緑化 町営住宅･･･特になし
屋根	勾配屋根、黒瓦葺とする。	町民会館･･･勾配屋根、黒い鋼板 唐津青翔高校･･･陸屋根 町営住宅･･･1 棟は陸屋根、1 棟は勾配屋根、黒
高さ	建築物の高さは　25m以下とする。	町民会館･･･最高23m 町営住宅･･･おおよそ12m
垣・柵	学校敷地の境界には、生垣又は柵を設置する。	唐津青翔高校･･･境界にフェンスを設置
セットバック	道路、境界から　**5m程度**離れて壁面を設置する。	
その他	海や山、空など自然のテーマを取り入れた景観。	

(3)第5回の意見等(抜粋)

(質問①)25mというと、階層にして何階ぐらいになるのか。

(回答①)3mと過程すると、8階程度になる。

(4)協議のポイント

①どんなイメージの学校にするのか。

西南学院小学校･･･『大きな家』、『みんなはひとつの家族』

②どんな色合いがよいか。

③どんな壁面がよいか。色合いなど